



# 佐賀県歯科 試験

(◎印は、県例規集に登載しているもの)  
平成15年  
12月22日(月曜日)  
第12397号

## III 次

- 平成十六年歯科技工士試験の実施
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
- 大規模小売店舗の変更に係る意見
- 建築基準法に基づく道路の位置の認定
- =

## ○ 次

歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)附則第2条の規定により、平成16年歯科技工士試験を次のとおり行います。

平成15年12月22日

佐賀県知事 古川 康

### 1 試験期日

- (1) 学説試験 平成16年2月18日(水)午前9時から午後4時30分まで
- (2) 実地試験 平成16年2月19日(木)午前9時から午後4時30分まで

### 2 試験の場所

九州環境福祉医療専門学校 (鳥栖市古野町176番地の8)

### 3 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者又は平成16年3月31日までに卒業見込みの者
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者又は平成16年3月31日までに卒業見込みの者

(3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

(4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

### 4 試験科目

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 学説試験 | (医務) 1<br>(生歯文化) 1<br>(歯工) 1<br>(建築住居) 1 |
| (2) 実地試験 | 工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規<br>歯科技工実技       |

### 5 試験方法

学説試験は筆記により、実地試験は実技により行います。

### 6 受験願書受付期間

平成16年1月13日(火)から同年1月19日(月)まで(郵送の場合は、同年1月19日の消印のあるものまで受け付けます。)

### 7 受験願書の提出先

佐賀県厚生部医務課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)

### 8 提出書類

- (1) 所定の様式の受験願書
- (2) 3の(1)又は(2)に該当する者のうち、卒業した者にあっては卒業証明書、卒業見込みの者にあっては卒業見込み証明書(この場合には、平成16年3月15日までに卒業証明書を提出してください。)、3の(3)に該当する者にあっては歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類、3の(4)に該当する者にあっては外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

(3) 写真2枚（出願前6月以内に上半身、脱帽、無背景及び正面で撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載したもの）

9 受験手数料

受験手数料36,000円を受験申込みの際、佐賀県収入証紙により納入してください。ただし、郵送により出願する場合は、定額小為替（受取人を指定しないこと。）を添付し、書留としてください。

なお、一度納入した手数料は、返還しません。

10 合格発表等

合格者については、平成16年3月19日（金）に佐賀県庁玄関前の掲示板にその受験番号を掲示します。

なお、合格者には合格証書を交付します。

11 試験結果に係る個人情報の簡易開示

佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）第20条の規定に基づき、この試験について、受験者は次により自己に関する個人情報を口頭により開示請求することができます。

(1) 開示を行う期間 合格発表の日から1箇月間

(2) 開示を行う場所 佐賀県厚生部医務課

(3) 開示を行う内容 科目別得点及び総合得点

なお、本人であることを証明するために、受験票を持参してください。

12 その他

(1) 受験票は、試験の当日必ず持参してください。

(2) 受験願書は、佐賀県厚生部医務課において交付します。

(3) 受験手続その他この試験に関する詳細については、佐賀県厚生部医務課（電話 0952-25-7073）に問い合わせてください。

定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年2月5日まで佐賀県庁「さが元気ひろば」において縦覧に供する。

平成15年12月22日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成15年12月 5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人菜の花伊万里

(2) 代表者の氏名 山口三枝子

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県伊万里市大川内町丙1888番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者やその家族等が、住み慣れた地域社会の中で充実した生活が営めるように地域住民としてこれを支援し、また、宅老所を中心とした高齢者の痴呆症・寝たきりを予防する事業等を行い福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により届出があつた大規模小売店舗について、鳥栖市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成15年12月22日

佐賀県知事 古川 康

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特

J' プラザ曾根崎  
鳥栖市曾根崎町字古野2382番地

## 2 届出の内容

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

## 3 意見の概要

- (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町村名

鳥栖市

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

- (2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

## 4 意見書の縦覧

- (1) 縦覧場所

佐賀県経済部商工課

- (2) 縦覧期間

平成15年12月22日から

平成16年1月21日まで

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成15年12月22日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定期位	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
19 9	武雄市武雄町大字永島字野間15247番 武雄市武雄町大字武雄字四十九重4609番1及び4609番13	平成15.12.11	4.84～5.01	73.24
	指定図面は、佐賀県土木部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。			

指定図面は、佐賀県土木部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成15年12月22日

佐賀県知事 古川 康

申購  
込読  
料先

一か年三、八〇〇円（送料共）  
佐賀県総務部総務学事課

平成十五年十二月二十二日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川康行

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画（株）